

令和7年2月27日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

- 議案第4号 唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定について … 1
- 議案第5号 唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について … 9

2 協議事項

- (1) 令和7年度唐津市教育の基本方針の策定について 【資料当日配布】
- (2) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について … 17

3 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課報告事項
- ① 令和7年度当初予算の概要について（教育総務課） 【資料当日配布】
- ② 共催及び後援について（教育総務課） … 25
- ③ 教育委員会行事予定（教育総務課） … 26
- (3) その他

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和7年3月27日（木）16時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第4号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公
営及び使用規則の一部を改正する規則制定について

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用
規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学
校を設置することに伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則

2 改正理由

竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学校を設置することに伴い改正するもの

3 改正の内容

公営施設使用の個人演説会開催のために必要な施設及び設備の範囲並びに納付すべき公営施設の使用料に係る表中「大良小」及び「切木小」に係る規定を削り、施設名の「竹木場小」を「高峰小中」に改める。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

5 その他

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項の規定により、公営施設使用の個人演説会開催のために必要な施設及び設備の範囲等を定める場合には、市町村の選挙管理委員会の承諾を得る必要があるため、本議案が承認されたときは、唐津市選挙管理委員会に通知し、承諾後、規則の公布を行うものとする。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公
 営及び使用規則の一部を改正する規則

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用
 規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

竹木場 小	屋内運動場 792.00	有	ステ ージ	ステ ージ	有	有	225W30 72W14	800
----------	-----------------	---	----------	----------	---	---	-----------------	-----

を

「

高峰小 中	屋内運動場 792.00	有	ステ ージ	ステ ージ	有	有	225W30 72W14	800
----------	-----------------	---	----------	----------	---	---	-----------------	-----

に、

「

鬼塚小	屋内運動場 794.00	有	ステ ージ	ステ ージ	有	有	水 300W28 100W8	800
大良小	屋内運動場 832.00	有	ステ ージ	ステ ージ	有	有	白 100W5 水 400W29	900
湊小	屋内運動場	有	ステ	ステ	有	有	水 300W3	800

	602.00		ー	ジ			200W6 白 300W6	
--	--------	--	---	---	--	--	------------------	--

を

「

鬼塚小	屋内運動場 794.00	有	ス	テ	有	有	水 300W28 100W8	800
			ー	ジ				
				バ				
				ッ				
				ク				
湊小	屋内運動場 602.00	有	ス	テ	有	有	水 300W3 200W6 白 300W6	800
			ー	ジ				
				バ				
				ッ				
				ク				

に、

「

肥前小 向島分 校	2F ホール 162	無	有	無	有	有	40W11	100	唐津市行政 財産使用料 条例（平成 17年条例 第70号） に規定する 額
切木小	屋内運動場 604	有	有	ス	有	有	400+250W12 400W2	500	唐津市立学 校体育施設 の開放に関 する条例に
				ー					
				バ					
				ッ					
				ク					
肥前中	屋内運動場	有	有	ス	有	有	300W20	1,000	規定する額
				テ					

	1,354			ー ジ バ ッ ク					
--	-------	--	--	-----------------------	--	--	--	--	--

を
「

肥前小 向島分 校	2Fホール 162	無	有	無	有	有	40W11	100	唐津市行政 財産使用料 条例（平成 17年条例 第70号） に規定する 額
肥前中	屋内運動場 1,354	有	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	300W20	1,000	唐津市立学 校体育施設 の開放に関 する条例に 規定する額

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号参考資料

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部改正
新旧対照表

改 正 案										現 行											
別表（第1条関係）										別表（第1条関係）											
施設名	使用室及び 面積	設備の程度						入場 定員	使用料												
		演台	演壇	演題 揭示	椅子	時計	照明（電灯）														
略	略 ^{m²}	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
高峰小	屋内運動場 632.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	225W30 72W14	800	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
中				バ ッ ク																	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
鬼塚小	屋内運動場 794.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	水 300W28 100W8	800	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
				バ ッ ク																	
湊小	屋内運動場 602.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	水 300W3 200W6 白 300W6	800	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
				バ ッ ク																	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
竹木場	屋内運動場 632.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	225W30 72W14	800	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
小				バ ッ ク																	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
鬼塚小	屋内運動場 794.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	水 300W28 100W8	800	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
				バ ッ ク																	
大良小	屋内運動場 832.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	白 100W5 水 400W29	900	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
				バ ッ ク																	
湊小	屋内運動場 602.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ	有	有	水 300W3 200W6	800	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

○公職選挙法施行令（抄）

（昭和25年政令第89号）

（個人演説会等の施設の設備）

第119条 第115条の規定による通知があつた場合においては、第116条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備（暖房の設備を除く。）をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によってする設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 公職の候補者等は、第1項の規定による設備のほか、自ら個人演説会等の開催のために必要な設備をすることができる。

議案第5号

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
制定について

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のよ
うに制定するものとする。

令和7年2月27日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 外町児童センターの廃止などに伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

外町児童センターの廃止に伴い改正するもの。また、都市コミュニティセンターで行っている働く婦人の家事業について、「働く婦人の家館長」の職務を都市コミュニティセンターの所長が行っているため、規定を整理するもの

3 改正の内容

第2条第1項中の「児童センター所長」及び「働く婦人の家館長」を削り、同条第2項中の「館長」を削る。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、児童センター所長、働く婦人の家館長及び」を削り、同条第2項中「及び館長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第5号参考資料

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第2条 センターに所長_____その他の職員を置き、必要に応じて主査及び副主査を置くことができる。</p> <p>2 所長_____は、上司の命を受けて、都市コミュニティセンターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 センターに所長、<u>児童センター所長、働く婦人の家館長及び</u>その他の職員を置き、必要に応じて主査及び副主査を置くことができる。</p> <p>2 <u>所長及び館長</u>は、上司の命を受けて、都市コミュニティセンターの事務を総括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p>

唐津市条例第 35 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(161) 唐津市児童館条例（平成 17 年条例第 125 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（唐津市都市コミュニティセンター条例の一部改正）
- 2 唐津市都市コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 305 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

(設置)

第1条 市民の相互理解と親睦を深め、人間性豊かな社会の実現を図るため、都市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 唐津市都市コミュニティセンター

位置 唐津市和多田海士町3274番地3

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する公民館事業
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童館事業
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に規定する働く婦人の家事業
- (4) 前3号に定める事業のほか、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(運営委員会の設置)

第4条 住民の参加と民主的運営を図るため、唐津市都市コミュニティセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(令6条例36・旧第5条繰上)

(運営委員会の組織等)

第5条 運営委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 有識者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(令6条例36・旧第6条繰上)

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(令6条例36・旧第7条繰上)

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物若しくは附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障又はそのおそれがあると認められるとき。

(令6条例36・旧第8条繰上)

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則等に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(令6条例36・旧第9条繰上・一部改正)

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(令6条例36・旧第10条繰上)

(原状回復義務)

第10条 利用者は、第8条の許可を取り消し、若しくは停止されたときは、原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を当該利用者から徴収する。

(令6条例36・旧第11条繰上・一部改正)

(使用料)

第11条 センターの使用料は、無料とする。ただし、利用者は、第3条に掲げる事業以外の目的で利用する場合は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、公用又は公益上の目的のため利用する場合で特別の事由があると認めるときは、第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(令6条例36・旧第12条繰上)

(費用の負担)

第12条 利用中に建物又は附属品を破損し、又は汚損し、若しくは滅失したときは、利用者は、直ちにその旨を届けて市長の裁定する額を弁償しなければならない。

(令6条例36・旧第13条繰上)

(損害の責任)

第13条 この条例に基づく処分により生じた損害について、市は、その責めを負わない。

(令6条例36・旧第14条繰上)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(令6条例36・旧第15条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の唐津市都市コミュニティセンター条例(昭和50年唐津市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年条例第25号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条、第2条、第4条、第6条、第10条から第12条まで、第14条、第17条、第19条、第21条から第24条(別表第3備考の改正規定を除く。)まで、第30条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第45条、第47条、第50条及び第53条から第57条までの規定による改正前の唐津市ひれふりランド条例、唐津市浜玉町世代間交流センター条例、唐津市肥前町福祉センター条例、唐津市高齢者ふれあい会館条例、唐津市火葬場条例、唐津市浜玉農山村改善センター条例、唐津市肥前農産物加工施設条例、唐津市ふるさと会館条例、唐津市観光公園等条例、唐津市名護屋城茶苑条例、唐津市呼子観光物産館条例、唐津市巖木温泉佐用姫の湯条例、唐津市浜崎祇園山囃子保存会館条例、唐津市都市公園条例、唐津市公民館条例、唐津市民会館条例、唐津市肥前文化会館条例、唐津市相知交流文化センター条例、唐津市都市コミュニティセンター条例、唐津市巖木コミュニティセンター条例、唐津市農漁民センター条例、唐津市星賀わんぱくハウス条例、唐津市古代の森会館条例、唐津市埋門ノ館条例、唐津市都市青年の家条例、唐津市七山鳴神の丘ふれあい館条例、唐津市鳴神温泉なのゆ条例、唐津市高齢者センター条例、唐津市港湾施設管理条例、唐津市旧唐津銀行条例、唐津市民交流プラザ条例、唐津市呼子台場都市漁村交流施設条例及び唐津市水産会館条例の規定に基づいて利用の許可を受けている者の使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に規定する日から施行する。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の許可に係る使用料又は占有の許可に係る占有料について適用し、施行日前に行う利用の許可に係る使用料又は占有の許可に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の公布の日前に許可を受けた施行日以後の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第36号)

この条例は、令和6年12月1日から施行する。

別表(第11条関係)

(令6条例36・全改)

区分	金額(1室につき1時間当たり)
大会議室(200平方メートル以上)	2,200円
会議室(100平方メートル以上200平方メートル未満)	1,600円
その他の会議室(100平方メートル未満)	600円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。